

## 女性団員の服装等について

### 1 活動服

- ・上着、階級章
- ・ズボン
- ・ベルト
- ・アポロキャップ



### 2 夏用制服

- ・詰襟シャツ、階級章、袖章
- ・帽子
- ・キュロットスカート（冬兼用）



### 3 冬用制服

- ・上着、階級章、袖章
- ・カッターシャツ、ネクタイ
- ・帽子
- ・キュロットスカート



## 出雲市消防団魅力発信プロジェクトチームの発足について

### 1 チーム発足

将来に向けて持続的に消防団員を確保していく必要があることから、消防団活動の魅力を発信し入団促進を図る取り組みを実施することとなり、この活動に賛同するメンバーを現役消防団員の中から募集し、以下のとおりプロジェクトチームを立ち上げ活動を開始することといたしました。

### 2 チーム構成員

- ・ リーダー及びサブリーダー 各 1 名
- ・ メンバー 5 名
- ・ 事務局 2 名

### 3 活動方針

- ・ 消防団員目線で消防団活動の魅力を発信する
- ・ 新入団員の確保につながるようターゲットの目に留まりやすい方法で情報発信する

### 4 活動予定

- ・ 11 月 6 日（水）に初回ミーティング（広報計画の検討・方向付け）
- ・ 主には動画配信など SNS を活用した情報発信
- ・ 活動期間は広報計画の中身に応じて決定
- ・ 活動状況は随時総務部会、団本部会議で報告する

## 消防団員を雇用する企業及び団体に対する支援策について

### 1 出雲市、島根県の現状

- (1) 出雲市消防団協力事業所表示制度（認定事業所 3 1） ※資料 1
  - ・ 表示証の交付、表彰
- (2) 総合評価方式 ※資料 2
  - ・ 入札に際し、消防団協力事業所として加点
- (3) 島根県中小企業制度融資 ※資料 3
  - ・ 設備及び運転資金の融資

### 2 全国の取組み状況（消防庁掲載資料から抜粋）

#### 【都道府県】

- (1) 法人事業税等の減税
  - ・ 長野県、静岡県、岐阜県  
(事業税額の 2 分の 1 に相当する額、1 0 0 万円を限度)
- (2) 融資関係
  - ・ 宮城県、福島県（県制度融資信用保証料割引）
  - ・ 長野県（中小企業振興資金における貸付利率の優遇）
  - ・ 島根県、山梨県（中小企業制度融資）
- (3) 入札関係
  - ・ 島根県ほか 2 3 県（総合評価落札方式の加点）
- (4) その他
  - ・ 岐阜県（消防団雇用貢献企業報奨金制度）
  - ・ 宮城県ほか 1 6 県（表彰制度）
  - ・ 愛媛県（都道府県主催防災士養成講座の受講）

#### 【市町村】

- (1) 入札関係（2 5 3 市町村）
  - ・ 出雲市（総合評価落札方式の加点）
- (2) その他（1 4 6 市町村）
  - ・ 広報誌広告掲載料の免除
  - ・ 防災行政無線個別受信機の無償貸与
  - ・ 消火器の無償提供
  - ・ 表彰制度

### 3 今後の企業及び団体への支援策の拡大

- (1) 企業等の広報サポート（案）
  - ・ ホームページや広報誌へ事業所名を掲載
  - ・ 消防出初式等に使用するパンフレット等へ事業所名を掲載
  - ・ 方面隊や分団で作成される広報誌等に事業所名を掲載
  - ・ 積載車格納庫のシャッター等に事業所名を表示
  - ・ 消防団積載車に事業所名を表示
- (2) 委員の皆様からのご意見

## 出雲市消防団協力事業所表示制度実施要綱第4条に規定する 認定基準

### 1 認定基準(1)「従業員が、消防団員として相当数入団している事業所等」に関する審査適合要件

下記の条件を満たす事業所等

| 段階                                                                                                                               | 事業所等の従業員数(a)      | 従業員のうち、消防団に在籍している団員数(b)        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------------------------|
| ①                                                                                                                                | 20 人未満            | 従業員数の 20 % 以上 (ただし、最低 2 人とする。) |
| ②                                                                                                                                | 20 人以上 100 人未満    | 従業員数の 10 % 以上                  |
| ③                                                                                                                                | 100 人以上 500 人未満   | 従業員数の 5 % 以上                   |
| ④                                                                                                                                | 500 人以上 1,000 人未満 | 従業員数の 3 % 以上                   |
| ⑤                                                                                                                                | 1,000 人以上         | 従業員数の 2 % 以上                   |
| <p>ア b の数値の小数点以下は、切り上げて整数とする。</p> <p>イ ただし、段階の上位 (より数字が大きい段階区分) の b の数値が 1 段階下位の b の最大数値を下回る場合には、1 段階下位の b の最大数値に読み替えるものとする。</p> |                   |                                |

### 2 認定基準(2)「従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等」に関する審査適合要件

下記のいずれかの条件を満たす事業所等

- (1) 勤務時間中の出勤・訓練等に関する配慮をしている事業所等
- (2) 消防団活動について、地域活動として評価し、人事上不利に扱わないようにしている事業所等
- (3) その他(1)～(2)に準ずる配慮をしている事業所等

### 3 認定基準(3)「災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等」

### 4 認定基準(4)「その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等」

附 則

この要件は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要件は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

## 総合評価方式の変更について

平成 29 年 4 月 1 日以降公告する工事から、下記のとおり実施します。

### ①対象工事及び金額

原則下記工事について、総合評価方式（特別簡易型）を適用します。

| 対象工事                | 金 額                              |
|---------------------|----------------------------------|
| 土木一式工事              | 発注予定金額 5,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満 |
| 建築一式工事のうち<br>耐震補強工事 | 発注予定金額 5,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満 |
| 耐震補強工事を除く<br>建築一式工事 | 発注予定金額 7,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満 |

※ ただし、災害等の緊急工事、特別事情のある工事等は除きます。

## ②評価項目及び加算点

| 総合評価の項目   |                                             | 配点   |      | 評価の基準                                                                 |
|-----------|---------------------------------------------|------|------|-----------------------------------------------------------------------|
|           |                                             | 土木   | 建築   |                                                                       |
| 企業の評価     | 平均工事評定点<br>(土木過去2年、建築過去5年)                  | 5.0  | 5.0  | 点数に応じて加点                                                              |
|           | 施工実績(過去10年)                                 | 2.0  | 2.0  | 設計金額の1/2以上程度の実績<br>2件以上:2点、1件は:1点                                     |
|           | 優良工事表彰(過去10年)                               | 2.0  | 2.0  | 知事及び国表彰は2点、<br>その他は1点                                                 |
|           | 小 計                                         | 9.0  | 9.0  |                                                                       |
| 配置技術者     | 保有資格                                        | —    | 1.0  | 1級建築施工管理技士、1級建築士:1点                                                   |
|           | 継続学習                                        | 1.0  | —    | 過去5年間のCPDSの取得ユニット数による<br>30点以上:1点                                     |
|           | 施工経験(過去10年)                                 | 2.0  | 2.0  | 専任を要する技術者としての実績<br>2件以上:2点、1件:1点                                      |
|           | 優良工事表彰(過去10年)                               | 2.0  | 2.0  | 知事及び国表彰:2点、<br>その他:1点                                                 |
|           | 小 計                                         | 5.0  | 5.0  |                                                                       |
| 地域貢献      | 防災安全協会加入又は消防団協力団体認定                         | 1.0  | 1.0  | 加入又は認定の有無<br>いずれかを満たせば1点                                              |
|           | 2年間の美化サポート活動又は<br>集落応援隊活動又は出雲メセナへの加入        | 2.0  | 2.0  | 活動実績又は加入の有無<br>2項目以上:2点、1項目:1点                                        |
|           | 雇用推進協議会加入                                   | 1.0  | 1.0  | 加入していれば1点                                                             |
|           | 災害協定の締結及び過去2年間の<br>うちの災害応急対応実績(除雪を除く)       | 2.0  | 2.0  | 協定締結の有無及び対応実績の有無<br>2項目:2点、1項目:1点                                     |
|           | 前年度の除雪機械固定維持費対象機種での除雪作業契約実績及び過去2年間うちの除雪稼働実績 | 2.0  | —    | 契約締結の有無及び稼働実績の有無<br>対象機種:グレーダー、ブルドーザー、トラクター、<br>ヨベル等<br>2項目:2点、1項目:1点 |
|           | 小 計                                         | 8.0  | 6.0  |                                                                       |
| 加 算 点 合 計 |                                             | 22.0 | 20.0 |                                                                       |

平成 26 年 4 月 1 日取扱い開始！

島根県中小企業制度融資（人にやさしい環境整備支援資金）

## 消防団協力事業所を応援します！

地域防災に重要な役割を果たしている消防団は、近年団員の減少など様々な課題に直面しています。

こうした中、消防団の充実強化を明確に規定した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成 25 年法律第 110 号）が平成 25 年 12 月 13 日に公布されました。

島根県も、消防団に協力的な事業所を応援します。

金融機関からの融資をご利用の際は、是非この制度の活用をご検討ください。

|             |                                                                    |                    |
|-------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 制 度 名       | 人にやさしい環境整備支援資金                                                     |                    |
| 対 象 者       | 中小企業者又は組合であって、市町村が定める消防団協力事業所表示制度に係る実施要綱に基づく消防団協力事業所の認定を受けているもの など |                    |
| 資 金 使 途     | 設備資金、運転資金                                                          |                    |
| 融 資 限 度 額   | 設備資金                                                               | 8,000万円            |
|             | 運転資金                                                               | 5,000万円            |
| 融 資 期 間     | 設備資金                                                               | 12年以内（据置期間1年以内を含む） |
|             | 運転資金                                                               | 7年以内（据置期間1年以内を含む）  |
| 返 済 方 法     | 元金均等分割返済                                                           |                    |
| 貸 付 利 率     | 責任共有利率                                                             | 年1.65%（固定）         |
|             | 責任共有外利率                                                            | 年1.50%（固定）         |
| 信用保証料率      | 年0.4%～年1.7%                                                        |                    |
| 担 保         | 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります                                             |                    |
| 連 帯 保 証 人   | 法人代表者以外は原則として不要です                                                  |                    |
| 取 扱 金 融 機 関 | 普通銀行、商工組合中央金庫、信用金庫、信用協同組合、島根県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、JFしまね              |                    |

※審査（融資審査・保証審査）の結果、ご希望に沿えないことがあります。

**申込先** 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、しまね産業振興財団

### お問合せ先

【消防団協力事業所について】

島根県防災部消防総務課消防グループ TEL 0852-22-5884

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/shyobosomu/>

【制度融資に関することについて】

島根県商工労働部中小企業課金融グループ TEL 0852-22-5883

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>

消防団は地域  
防災の要です！



## 機能別団員（外国人支援団員）創設について

### 1 外国人支援団員の必要性

- (1) 出雲市の外国人住民数は県内最多（令和 6 年 9 月末現在 4, 8 6 1 人）  
※ 資料 1 「国籍・地域別人口」
- (2) 災害発生時に混乱をしないように避難支援や聴取等のコミュニケーションを図るための通訳対応等の対策を講じておく必要がある  
※ 資料 2 「災害発生時における外国人の避難支援等について」

### 2 全国での取組み

- (1) 横浜市中消防団「外国人防災指導チーム」
  - ・ 外国人への防火指導、救急講習指導等
- (2) 函館市消防団「通訳サポーターチーム」
  - ・ 現場や病院での被災した外国人と消防隊や医師との間に入って通訳
- (3) 草津市消防団「外国人機能別団員」
  - ・ 外国人への防災に関する啓発活動（避難所での通訳等も視野に入れている）
- (4) 安中市消防団「外国人機能別団員」
  - ・ 外国人への災害に対する啓発、避難所における通訳、情報伝達等

### 3 創設、入団に向けて（市役所文化国際室からの情報）

- (1) 声がけ等の協力ができる組織など
  - ・ 技能実習生が日本語を勉強する「日本語教室」
  - ・ NPO法人ブラジルサポートセンター
  - ・ 出雲村田製作所の派遣会社
  - ・ 出雲市役所文化国際室の日系外国人の通訳の方
- (2) 外国人の現状
  - ・ 災害等に関わる経験が少ない
  - ・ 防災等に関わる意識が日本人よりも高くない
- (3) 入団等に向けた対応
  - ・ 外国人が集まる飲食店、技能実習生が研修をうける日本語講座等の機会にパンフレットを置かせてもらう
  - ・ 外国人が利用するネットワークでの広報（Facebook 等）

#### 4 外国人支援団員（案）

##### (1) 消防団の区分

- ・ 新たな機能別団員として創設

##### (2) 任用の要件

- ・ 条例の要件を満たすとともに、外国語の日本語通訳が可能なこと

##### (3) 職務

- ・ 災害時及び防災イベント等の通訳対応
- ・ 外国人への防災に関わる啓発活動（情報発信）
- ・ 外国人への応急手当の普及啓発活動

#### 5 参考

##### (1) 外国籍の消防団員の活動制限

消防団の公権力行使については「日本国籍が必要」と示されており、緊急車両の運転、危険な火災現場からの退去及び延焼防止のための家屋等の破壊などは実施できない。

※ 資料3 「消防団が有する公権力に伴う外国人消防団員の活動制限について」

国籍・地域別人口

令和6年(2024)9月末現在

| 国籍・地域      | 世帯数           | 男             | 女             | 合計             |
|------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| <b>総 計</b> | <b>70,615</b> | <b>83,935</b> | <b>88,569</b> | <b>172,504</b> |
| 日本         | 67,616        | 81,434        | 86,209        | 167,643        |
| アフガニスタン    | 1             | 1             | 0             | 1              |
| オーストラリア    | 0             | 2             | 1             | 3              |
| ブラジル       | 1,657         | 1,807         | 1,274         | 3,081          |
| ブルガリア      | 0             | 1             | 0             | 1              |
| ミャンマー      | 188           | 22            | 170           | 192            |
| バングラデシュ    | 41            | 36            | 32            | 68             |
| カンボジア      | 90            | 8             | 82            | 90             |
| カナダ        | 4             | 5             | 0             | 5              |
| 中国         | 131           | 57            | 165           | 222            |
| 台湾         | 3             | 2             | 7             | 9              |
| コロンビア      | 0             | 1             | 1             | 2              |
| クロアチア      | 0             | 1             | 0             | 1              |
| フィンランド     | 1             | 0             | 1             | 1              |
| フランス       | 1             | 2             | 1             | 3              |
| インド        | 13            | 13            | 5             | 18             |
| インドネシア     | 97            | 74            | 28            | 102            |
| アイルランド     | 1             | 1             | 1             | 2              |
| イタリア       | 0             | 1             | 1             | 2              |
| コートジボワール   | 1             | 1             | 0             | 1              |
| 朝鮮         | 14            | 10            | 7             | 17             |
| 韓国         | 60            | 59            | 58            | 117            |
| キルギス       | 1             | 2             | 1             | 3              |
| ラオス        | 0             | 0             | 1             | 1              |
| マレーシア      | 2             | 2             | 1             | 3              |
| メキシコ       | 0             | 1             | 0             | 1              |
| モンゴル       | 3             | 7             | 4             | 11             |
| ネパール       | 30            | 17            | 18            | 35             |
| パキスタン      | 10            | 10            | 4             | 14             |
| パラグアイ      | 1             | 2             | 3             | 5              |
| ペルー        | 0             | 0             | 3             | 3              |
| フィリピン      | 142           | 61            | 212           | 273            |
| ポーランド      | 0             | 0             | 1             | 1              |
| ロシア        | 11            | 10            | 7             | 17             |
| スイス        | 0             | 0             | 1             | 1              |
| シンガポール     | 1             | 1             | 0             | 1              |
| タイ         | 20            | 10            | 12            | 22             |
| 南アフリカ共和国   | 1             | 1             | 0             | 1              |
| 英国         | 4             | 4             | 2             | 6              |
| 米国         | 16            | 15            | 6             | 21             |
| ベトナム       | 453           | 251           | 248           | 499            |
| 無国籍等       | 1             | 3             | 2             | 5              |
| 外国人住民計     | 2,999         | 2,501         | 2,360         | 4,861          |

総行外第5号  
総行国第102号  
総国研第50号  
消防消第220号  
消防災第153号  
消防国第75号  
消防運第59号  
消防地第492号  
消防情第175号  
令和6年7月17日

各都道府県住民基本台帳担当部局長 殿  
各都道府県・指定都市多文化共生主管部局長 殿  
各都道府県消防防災主管部局長 殿

総務省自治行政局住民制度課外国人住民基本台帳室長  
総務省自治行政局国際室長  
総務省国際戦略局技術政策課研究推進室長  
消防庁消防・救急課長  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
消防庁国民保護・防災部国民保護室長  
消防庁国民保護・防災部国民保護運用室長  
消防庁国民保護・防災部地域防災室長  
消防庁国民保護・防災部防災情報室長  
( 公 印 省 略 )

#### 災害発生時における外国人の避難支援等について(通知)

令和5年12月時点における在留外国人は約341万人となり、また、令和5年の訪日外国人旅行者数は約2,507万人まで回復するなど、日本国内に居住、滞在する外国人は増加傾向にあります。

また、近年、風水害等の局地化、集中化、激甚化や令和6年能登半島地震などの大規模地震災害の発生がある中で、平時からの備えに加えて、国内で大規模な災害や緊急事態等が発生した場合、外国人に対するきめ細かい避難支援等を行うことは、ますます重要な課題となっています。

これらを踏まえ、今般、総務省及び消防庁においては、災害発生時における外国人の避難支援等に関する諸施策や、各地方公共団体における優良事例を下記のとおり取りまとめることとしました。災害発生時における外国人の避難支援等に係る施策の立案等に当たっ

ては、各地方公共団体の住民基本台帳担当部局、多文化共生主管部局、消防防災主管部局の連携が重要であり、本通知の内容を参考としながら、関係部局間で積極的に連携して対応いただくようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、本通知の内容を周知いただきますようお願いいたします。

今後、本通知の内容に関して、各地方公共団体での取組状況について調査させていただく予定ですので、御了知願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の4第1項及び消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知について

災害発生時において、在留外国人に対して、国内における防災・気象情報及び国民保護情報などを伝達する手段としては、これらの情報を多言語かつプッシュ型で通知できる、「緊急速報メール」(別添1-1参照)の配信のほか、観光庁監修の災害時情報提供アプリ「Safety tips」(別添1-2参照)、各地方公共団体において運用している登録制メールの配信などが考えられる。

在留外国人が必要とする防災情報に迅速かつ的確にアクセスできるよう、「緊急速報メール」の周知や「Safety tips」のダウンロード、及び地方公共団体等が独自で提供する防災・気象情報等の情報発信ツールの周知を積極的に図ること。その際、広報誌・SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等、多様な方法による周知を図るよう努めること。特に、既に多言語で発信している媒体であり、普段から在留外国人にとって身近な行政情報収集源になっているもの(外国人向け広報誌など)がある場合は、それらを通じた周知を行うこと。

また、住民基本台帳担当部局においては、消防防災主管部局と連携し、在留外国人が住民登録を行う機会等を活用して積極的な周知を図ること。なお、外国人の代理人が住民登録手続を行う場合には、当該代理人に対して同様の趣旨を説明し、積極的な周知を図ること。

### 2 各都道府県消防学校等における外国人の避難支援等に関する教育の実施

消防吏員及び消防団員は、災害時に外国人の避難行動等の支援に携わることが想定されるため、これまでの災害の経験等で蓄積された外国人の避難支援に係る知識を習得しておくことが求められる。

このため、各都道府県の消防防災主管部局は、地方公共団体の多文化共生主管部局と連携し、各都道府県消防学校等において、災害時の外国人の避難支援等の基本的な考え方や、多言語翻訳サービスをはじめとする災害時の外国人の避難支援等に活用可能な各種ツール(別添2参照。「Safety tips」を含む。以下「災害時外国人支援ツール」という。)の使用上の留意点等について理解を深めるための教育の実施に努めること。

具体的には、各都道府県消防学校等は、教育の実施に当たり、研修の日時等を各都道府県・指定都市多文化共生部局に示したうえで講師の派遣を依頼し、各都道府県・指定都市多文化共生部局は、当該派遣依頼に基づき、講師として派遣可能な者(当該部局や国際交流協会等の職員など外国人支援の実務に携わる者が考えられる。)を各都道府県消防学校等に示すこと。

そのうえで、各都道府県消防学校等は、当該講師の候補や別添3のシラバスを参考に、令和7年度以降の消防吏員及び消防団員(自主防災組織を対象にしたカリキュラムがある消防学校においては、自主防災組織を含む。)を対象とするカリキュラムに外国人の避難支援等に関する教育の組入れに努めること。

なお、災害時における外国人の避難支援等に関する教育については、令和6年度より、消防大学校におけるカリキュラムへの組入れを試行することとしており、必要に応じて活用されたいこと。また、講師派遣に要する経費を含め、外国人対応を行う人材の養成など、災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費については、特別交付税措置の対象としていること。

### 3 地方公共団体等が行う防災訓練及び国民保護訓練における外国人の避難支援等の訓練の実施

災害発生時等には、外国人の抱える①言語の壁、②背景知識の不足に加え、避難生活における③食生活・習慣等の文化的違いに基づく多様なニーズへの対応が必要となる。

このため、地方公共団体は、外国人の防災訓練等への参加を促しつつ、学校、国際交流協会、多文化共生に取り組む NPO 団体、自主防災組織、災害時外国人支援情報コーディネーター、平時より外国人相談に取り組む行政相談委員等の関係者と連携し、外国人の避難誘導、避難所における生活支援等に関する訓練を実施するよう努めること。その際、災害発生時に相互に情報共有を図れる連絡体制を整えとともに、災害時外国人支援ツールを積極的に活用し、使用上の留意点等について理解を深めるよう努めること。

また、災害発生時等における外国人の避難支援等を迅速かつ円滑に行えるよう、平時から、訪日外国人のみならず在留外国人に対しても、「Safety tips」の普及を図ること。その際、地方公共団体のみならず、学校、国際交流協会、多文化共生に取り組む NPO 団体、自主防災組織、災害時外国人支援情報コーディネーター、平時より外国人相談に取り組む行政相談委員等の関係者の協力を得ながら実施することが望ましいこと。

なお、外国人向け防災訓練の実施など、災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費については、特別交付税措置の対象としていること。

### 4 消防団や自主防災組織等と連携した外国人の避難支援等の取組の推進

#### (1) 消防団や自主防災組織等における優良事例

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化取組事例集」、「防災まちづくり大賞」における優良事例等(別添4参照)を参考に、消防団の力向上モデル事業や自主防災組織等活性化推進事業等の活用も含め、消防団や自主防災組織等と連携し、外国人の避

難支援等の取組を推進すること。

## (2) 消防団や自主防災組織等に対する研修等の実施

地方公共団体の消防防災主管部局は、多文化共生主管部局と連携し、上記3の各都道府県消防学校における教育に加え、令和元年度「自主防災組織等の地域防災の人材育成に関する検討会」において作成した自主防災組織のリーダー育成のための研修教材\*等を活用し、外国人の避難支援等に関する研修を行うなど、消防団や自主防災組織等の知識・理解を深める取組を推進すること。

その際、災害時外国人支援ツールの使用上の留意点等について理解を深めるよう努めること。

### ※ (消防庁 HP) 単元別 自主防災組織等のリーダー育成研修会

・災害への事前の備え<A2>

8.3. 要配慮者の地域ぐるみでの支援体制<C22>

<https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/tangenbetsu-ikusei.html>

## 5 地方公共団体向け災害時外国人対応窓口の設置について

本通知に関連し、以下の事項に関する相談窓口を総務省及び消防庁に設置したところであり、随時お問い合わせいただきたいこと。

- ① 各都道府県消防学校等で教育を行う講師の派遣の相談
- ② 地方公共団体において、外国人が参加する防災訓練を行う際、外国人対応について助言を行う専門家の派遣の相談
- ③ Voicetra 等の多言語音声翻訳ツールの UI/UX や機能などに関する質問や意見

### [相談窓口]

総務省自治行政局国際室 03-5253-5527 kokusai@soumu.go.jp

消防庁国民保護・防災部防災課 03-5253-7525 bousaikikaku@soumu.go.jp

## 消防団が有する公権力に伴う外国人消防団員の活動制限について

### 1 消防団員が有する公権力

#### (1) 火災警戒区域の設定（消防法第23条の2）

ガスや危険物の漏えい等によって火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ、火災発生により人命、財産に著しい被害を与えるおそれがある場合にその区域からの退去、出入を禁止し制限することができる。

#### (2) 消防車の優先通行（消防法第26条）

消防車は、緊急の場合、交通法規の一部が免除され、他の車両等に制限を加えることによって、優先的に通行することができる。

#### (3) 消防隊の緊急通行権（消防法第27条）

火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路若しくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

#### (4) 消防警戒区域の設定（消防法第28条）

火災の現場においては、関係者以外の者に対してその区域からの退去、出入を禁止し制限することができる。

#### (5) 消火活動中の緊急措置（消防法第29条第1項）

火災時に消火や延焼の防止、人命の救助のために土地を使用、処分、使用を制限することができる。

#### (6) 火災現場における消防作業従事命令（消防法第29条第5項）

火災現場等にいる人を消防作業に従事させることができる

### 2 外国人消防団員ができる活動、できない活動の例

#### (1) できる活動

- ・ 消防演習、式典、各種訓練への参加
- ・ イベント等におけるチラシ配りなどの広報活動
- ・ 火災等の警戒活動
- ・ 災害時の避難誘導及び通訳、土のう積みなどの水防活動

#### (2) できない活動

- ・ 消火活動（後方支援活動含む）
- ・ 延焼防止のための家屋等の破壊、土地等の強制使用（強制退去、立入制限）
- ・ 消防車両の運転（同乗は可能）、交通整理
- ・ 行方不明者の搜索（一般人としての搜索活動は可能）
- ・ 一般人に対する消火活動従事命令

外国人支援団員（案）

|       | 区分              | 例規                | 定員                         | 任用                                                                | 位置づけ | 職務                                                                                                 | 階級  | 報酬（円）  |          |     |
|-------|-----------------|-------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------|----------|-----|
|       |                 |                   |                            |                                                                   |      |                                                                                                    |     | 年額     | 災害出場     | 訓練等 |
| 機能別団員 | 大規模災害対応団員       | 出雲市消防団機能別団員に関する規程 | 消防団員定員1，406名<br>（うち240名前後） | 条例第3条の要件を満たし、かつ、消防団員の経験者とする。ただし、副団長、方面隊長又は分団長からの推薦に基づき任用することができる。 | 分団   | 風水害、地震、津波、土砂災害、原子力、武力攻撃による災害活動<br>（出雲市地域防災計画に基づく活動）                                                | 団員  | 10,000 | 基本団員に準じる |     |
|       | 総合支援団員          |                   | 団本部定員62名<br>（うち女性部24名）     | 条例第3条の要件を満たすこと。そのほかの任用要件は定めない。                                    | 団本部  | ・ 広報（火災予防、団員募集、団PR）<br>・ 応急手当普及活動<br>・ 各種イベント活動への参加<br>・ 団長が認める災害活動における後方支援<br><u>※現状の女性部職務と同様</u> | 部長  | 30,000 |          |     |
|       |                 |                   |                            |                                                                   |      |                                                                                                    | 班長  | 25,000 |          |     |
|       |                 |                   |                            |                                                                   |      |                                                                                                    | 団員  | 20,000 |          |     |
|       | （仮称）<br>外国人支援団員 |                   | 団本部として10名程度                | 条例第3条の要件を満たすとともに、外国語の日本語通訳が可能なこと                                  |      | 外国人に対する<br>・ 災害時及び防災イベント等の通訳対応<br>・ 防災に関わる啓発活動（情報発信）<br>・ 応急手当の普及啓発活動                              | ・ ・ | ・ ・ ・  |          |     |
|       |                 |                   |                            |                                                                   |      |                                                                                                    | ・ ・ | ・ ・ ・  |          |     |
|       |                 |                   |                            |                                                                   |      |                                                                                                    | ・ ・ | ・ ・ ・  |          |     |